

中学校選択制度における受入れ上限数の変更について

中学校選択制度における希望者を受入れる各校の上限数については、平成17年度の制度開始以降、1学級分として40人としてきたところである。

一方、中学校においては、令和8年度から段階的に35人学級が導入されることから、今年度に設置した「練馬区立中学校選択制度検証委員会」において、35人学級の導入を見据えた各校での受入れ上限数等について検討を行った。

この度、「練馬区立中学校選択制度検証委員会」から、別紙のとおり答申があったことから、令和8年度入学以降、中学校選択制度における希望者の受入れ上限数を35人とする。

- 1 練馬区立中学校選択制度検証委員会からの答申
別紙のとおり
- 2 35人学級導入に関する都からの通知
参考資料1のとおり
- 3 今後の予定
令和7年9月 各校を通じて学校案内配布
10月上旬 選択希望票の配布
10月中旬 選択希望票提出締切り
11月中旬 希望状況・抽選校のお知らせ
12月上旬 公開抽選会実施
8年1月上旬 入学通知書配布
4月 入学

令和7年7月18日

練馬区教育委員会
教育長 三浦 康彰 様

練馬区立中学校選択制度検証委員会
委員長 酒 井 朗

練馬区立中学校選択制度の成果・課題・対応策などについて（答申）

令和7年6月27日付け7練教教学第436号より諮問のあった標記のことについて、令和7年6月27日および7月14日に練馬区立中学校選択制度検証委員会を開催し、慎重に審議・検討した結果、下記のとおり答申します。

記

選択制度は通学区域を前提とした制度であるという趣旨に沿って、受入れ可能人数を設定する必要がある。制度開始以来、受入れ可能人数（上限）を40人（1学級分）としていたところであるが、令和8年度の35人学級導入に伴い、現行の受入れ可能人数40人を35人へ変更することが望ましい。今後、学級編制基準の変更がある場合においても、受入れ可能人数を1学級分相当とすべきである。

なお、受入れ可能人数の制限（下限）については、各校の状況等を踏まえた人数を設定し、柔軟に運用することが望ましい。

7 教地義第 4 6 9 号
令和 7 年 6 月 1 2 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
坂本 雅彦
(公印省略)

東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程
における 3 5 人学級の実施について（通知）

東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程（以下「中学校等」という。）における 3 5 人学級の実施について、下記のとおり通知いたします。

区市町村教育委員会におかれましては、貴管下の中学校等の学級編制を適正に行うようお願いいたします。

記

1 実施内容

令和 8 年度から段階的に、中学校等において 3 5 人学級を実施

実施年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
実施学年	中 1	中 2	中 3

2 今後の予定

令和 8 年 4 月 1 日からの実施に向け、令和 7 年度末に学級編制基準を改正予定

【担当】

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課
0 3 - 5 3 2 0 - 6 7 5 2